

「財形住宅」 持家取得等の非課税要件の変更のお知らせ

◆2026年4月1日付で「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令」が施行されたことにより、「財形住宅貯蓄積立保険」における持家の取得および増改築等の非課税要件が一部改正されました。

＜取得する住宅の主な要件＞および＜増改築等の主な要件＞が次のとおり変更となりますので、ご請求にあたってはご留意ください。

◆＜取得する住宅の主な要件＞の変更内容

| 項目 | 変更前要件 | 変更後要件（2026年4月現在） |
|-----|---|--------------------------|
| 床面積 | 床面積が50㎡以上であること。 ただし、新築または建築後未使用の住宅で、次のいずれかに該当する場合は、床面積が40㎡以上であること。 ・2023年12月31日までに建築確認を受けたもの。 （※1） ・2024年1月1日から2025年12月31日までの間に建築確認を受け、認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅であること。（※2） （※1）2022年4月1日以降に契約者（被保険者）が所有し居住するために取得する住宅に適用します。 （※2）2024年4月1日以降に契約者（被保険者）が所有し居住するために取得する住宅に適用します。 | 床面積が <u>40㎡以上</u> であること。 |

◆＜増改築等の主な要件＞の変更内容

| 項目 | 変更前要件 | 変更後要件（2026年4月現在） |
|-----|---------------------------|------------------------------------|
| 床面積 | 増改築等を行った後の床面積が50㎡以上であること。 | 増改築等を行った後の床面積が <u>40㎡以上</u> であること。 |

今後、法令の改正により内容が変更になる可能性があります。